

学校だより

27年度 第 5号

No.138

桜水だより

平成27年 4月20日

須賀川市立第一小学校

☎75-2851

自転車月間 5月1日～31日

6月1日から「自転車運転者講習制度に係る改正道路交通法の施行」がなされ、危険な自転車運転者に講習を受ける命令が出るようです。5月は自転車月間となっています。

自転車による事故のうち、自転車の交通違反が認められる割合が4割を超え、自転車の安全利用に関する通知も届いています。

引き続き学校では「福島県自転車安全利用五則」に沿って機会あるごとに指導していきます。ご家庭での継続的なご指導もお願いいたします。

4回 メールをお送りしました



4月15日(水)の天候は不安定でした。早朝は雨。日中は晴天で、すっかり校庭が乾き、特設結団式を校庭で行いました。さわやかな天候でした。2～4年生が下校する頃、急に雷雨となり、ひょうまで降り始めました。下校を中止し教室で待機させました。雨が小降りになったため、児童館の子を教師が引率して連れて行きました。途中、お迎えの方には引き渡しました。5、6年生の授業が終わる15時半頃に雨が上がりましたので、地区別に一斉下校させました。

5、6年生の授業が終わる15時半頃に雨が上がりましたので、地区別に一斉下校させました。

これらの判断のたびに、一斉メール送信をいたしました。「メール配信システム」を登録をされた方は「子どもたちはどうしているのか」おわかりいただけたと思います。

桜水だよりNo.133でお知らせいたしましたように、「メール配信システム」は、**3月31日で登録が全て削除されました。**4月になってから登録されませんと、メールは届きません。すでにお配りしました「メール配信システム」の登録についての案内をご覧になり登録をお願いします。保護者の皆様全員の登録を願っております。

【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用・傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためのヘルメット着用を努める

